機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0040127	4　異動	4.1　職権	4.1.2　在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動	戸籍の附票への国内住所地の追加等に伴い、在外選挙人名簿登録情報又は在外投票人名簿登録情報の変更があった場合には、その旨を在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村に通知するための在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書（20.2.2（在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書）を参照）を出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040128	4　異動	4.1　職権	4.1.2　在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動	国民投票日の翌日に、当該国民投票のために登録された在外投票人名簿情報を戸籍の附票から削除することができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040129	4　異動	4.1　職権	4.1.2　在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動	在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に登録されている者の一覧について出力できること。	○	○	○	－
0040130	4　異動	4.1　職権	4.1.3　CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	CSから戸籍の附票記載事項通知（住民基本台帳法第19条第１項）及び本籍転属通知（同条第3項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040131	4　異動	4.1　職権	4.1.3　CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	受信した通知に対する戸籍の附票記載事項通知取込エラー一覧表及び本籍転属通知取込エラー一覧表を作成できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040272	4　異動	4.1　職権	4.1.3　CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知については「戸籍附票システム改造仕様書」に従い連携されるため 、これを適切に処理できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040133	4　異動	4.1　職権	4.1.3　CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040134	4　異動	4.1　職権	4.1.4　誤記修正	誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040135	4　異動	4.1　職権	4.1.4　誤記修正	異動事由は、「誤記修正」とすること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040136	4　異動	4.1　職権	4.1.4　誤記修正	誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040137	4　異動	4.1　職権	4.1.4　誤記修正	異動履歴を残さない上書き修正ができること。	×	×	×	－